

個人情報保護制度の充実強化について (杉並区個人情報保護条例の平成30年度改正)

杉並区では、個人情報を取り扱う委託業務等が拡大していることを踏まえ、杉並区個人情報保護条例（以下「条例」といいます。）を改正し、個人情報の適正な取扱いを一層強化することとしました。今回の条例の改正内容は、次のとおりです。

区の個人情報を取り扱う事業者の皆様におかれては、この改正内容に留意の上、業務従事者及び派遣労働者に対して十分な周知を行うようお願いいたします。

1 改正の概要

☞ 別紙「杉並区個人情報保護条例（関係規定）」を参照願います。

(1) 受託業務従事者等に係る罰則の適用対象の拡大

次に掲げる者が、個人の秘密を漏えいした場合の不正行為（条例ですでに設けている罰則が適用される場合を除きます。）に対する罰則を新たに設けました。【第34条の2】

- ◆ 受託業務に従事している者又は従事していた者
- ◆ 指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者又は従事していた者

(2) 派遣労働者の受入れに伴う措置等の新設

◇：杉並区関係 ◆：事業者関係

- ◇ 派遣先である杉並区の実施機関が、あらかじめ、労働者派遣の内容及び条件について、杉並区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くこととします。【第12条の2第1項】

※改正条例の施行日前に、既に労働者派遣の役務の提供を受けた業務については、原則として、同審議会の意見を聴く手続はありません。

- ◆ 区が契約する派遣労働者又は派遣労働者であった者（以下「派遣労働者等」といいます。）に対して、守秘義務を課しました。【第12条の2第2項】
- ◆ 区が契約する派遣労働者等の不正行為に対する罰則を設けました。【第32条～第34条の2】
- ◆ 上記のほか、次のとおり、個人情報保護に対する措置を設けました。【第12条の2第1項】

- ◎ 「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」を改訂し、人材派遣契約に係る派遣元事業者（以下「派遣元事業者」といいます。）が留意すべき事項を追記します。

➡ 「仕様書」に次に掲げる事項を明記します。

- ・ 派遣元事業者が、派遣労働者に対して、条例により守秘義務が課せられていること、違反者には罰則の適用があること等、について十分な説明を行い、派遣労働者の理解を得ること。
- ・ 派遣元事業者が、派遣労働者の作成する誓約書（個人情報保護に関する事項を記載したもの。派遣先である杉並区宛）をとりまとめ、杉並区へ提出すること。

改正条例の公布日・施行日

- 公布日 平成30年10月16日
- 施行日 平成31年4月1日

この資料に関するお問い合わせ

- 杉並区個人情報保護条例に関すること
総務部情報政策課情報公開担当
- 「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」に関すること
政策経営部企画課行政管理担当
総務部経理課契約担当

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号
電話：03-3312-2111（代表）

杉並区個人情報保護条例（関係規定）

【 個人情報保護に対する措置 】

該当条項	対象事項	対象者	義務の内容
第12条 第2項	外部委託又は指定管理の実施	受託者・公の施設の指定管理者	個人情報の適切な管理について個人情報保護の必要な措置を講ずる。
第12条の2 第1項	労働者派遣の役務の提供の受入れ	実施機関	あらかじめ労働者派遣の内容及び条件について情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴く。 個人情報保護の必要な措置を講ずる。

【 守秘義務 】

該当条項	対象者	対象情報	禁止行為	
第12条 第3項	○受託者・受託者であった者	○受託業務に従事している者・従事していた者 ○指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者・従事していた者	業務に関して知り得た個人情報の内容	みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用
	○指定管理者・指定管理者であったもの			
第12条の2 第2項	○派遣労働者・派遣労働者であった者			

【 罰則 】

※番号法上の罰則の対象となるものを除く。

該当条項	対象者	対象情報	禁止行為	罰則
第32条	○受託業務に従事している者・従事していた者	個人の秘密に属する事項が記録された電算処理ファイル（複製又は加工したものを含む。）	正当な理由がないのに提供	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	○指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者・従事していた者			
	○派遣労働者・派遣労働者であった者			
第33条	○受託業務に従事している者・従事していた者	個人の秘密に属する事項が記録された電算処理ファイル以外の個人情報ファイル（複製又は加工したものを含む。）	正当な理由がないのに提供	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	○指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者・従事していた者			
	○派遣労働者・派遣労働者であった者			
第34条	○受託業務に従事している者・従事していた者	業務に関して知り得た管理個人情報	自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	○指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者・従事していた者			
	○派遣労働者・派遣労働者であった者			
第34条の2	○受託業務に従事している者・従事していた者	業務に関して知り得た個人の秘密	正当な理由がないのに漏えい 【第32条～第34条に該当する場合を除く】	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	○指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者・従事していた者			
	○派遣労働者・派遣労働者であった者			
第36条	○法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを除く。） 又は 人（派遣元事業主を除く。） ※かっこ書きの部分を追加	—	法人の代表者 又は 法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、 第32条から第34条の2までの違反行為をした ※条項（第34条の2）を追加	行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、 第32条から第34条の2までの罰金 ※条項（第34条の2）を追加

・背景に色を付け、太字にした部分が、平成30年10月の改正箇所